

提出書類及び注意事項

1 工事名 山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事

2 添付書類

- ア 電子入札のお知らせ
- イ 入札参加資格確認資料作成等要領
- ウ 入札参加資格要件について
- エ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書受付チェックリスト
- オ 建設工事施工証明願
- カ 記載例① 誓約書
- キ 記載例② 共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- ク 記載例③ 共同企業体協定書
- ケ 記載例④ 委任状（代表者以外の者から代表者への委任）
- コ 記載例⑤ 工事の施工実績調書
- サ 記載例⑥ 配置技術者の資格・工事経験調書
- シ 記載例⑦ 建設工事施工証明書【別紙2※】

3 提出書類

「入札参加資格要件の確認に必要な書類」、及び「技術提案資料」として提出が必要となる書類は、下記のとおりです。各書類は同時に提出してください。

(1) 入札参加資格要件の確認に必要な書類

- ア 一般競争入札参加申請書受信確認通知
- イ 誓約書【第1号様式（JV用）※】
- ウ 工事の施工実績調書【第2号様式※】
- エ 配置技術者の資格・工事経験調書【第3-1号様式※】
- オ 配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書【第3-2号様式※】
- カ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- キ 総合評定値通知書の写し
- ク 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し
- ケ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書【第5号様式（その2）※】
- コ 共同企業体協定書の写し
- サ 委任状（代表者以外の者から代表者への委任）【別紙3※】
- シ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書受付チェックリスト
- ス その他提出を要する書類及び添付書類

・・・共同企業体の代表者
・・・共同企業体の全構成員
・・・共同企業体の全構成員
・・・共同企業体の全構成員
・・・共同企業体の全構成員

(2) 技術提案資料【※】

- ア 技術提案資料の提出について【第1号様式】
- イ 技術提案資料提出一覧表（簡易型用）【第2-2号様式】
- ウ 発注者が求める事項【第4-2号様式】
- エ 工事全般の施工計画【第5号様式】
- オ 同種工事の施工実績【第6号様式】
- カ 主任（監理）技術者の資格・工事経験【第8-1号様式】
- キ 主任（監理）技術者に関する資格者証添付書【第8-2号様式】
- ク 継続学習（CPD）制度の取組状況【第9号様式】
- ケ 地域活動実績【第12号様式】
- コ その他提出を要する書類及び添付書類

4 注意事項

(1) 提出書類及びその添付書類は、全てA版に統一してください。(B版の書類はA4あるいは、A3に縮小もしくは拡大すること)

(2) 提出書類(※)の様式は、下記によりダウンロードしてください。

様式のダウンロード

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/shinsei/youshiki.html>

○入札参加資格要件の確認に必要な書類

…「条件付一般競争入札に係る申請様式」

…「条件付一般競争入札提出様式集(R7.12.2以降公告する工事に適用)」

○技術提案資料

…「総合評価に係る技術提案様式【総合評価(建設工事)提出様式集(2026)4.1以降】」簡易型

(3) 書類作成にあたっては、山口県入札情報サービスにおける当該工事の入札公告等情報詳細より「入札公告」等をダウンロードして、よく読んで作成してください。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/e-bids_ppi/top.html

(4) 「共同企業体競争入札参加資格審査申請書受付チェックリスト」は、書類を提出する前にチェックのうえ、書類と併せて提出してください。

(5) 「工事の施工実績調書」等に「建設工事施工証明書」を添付する場合には、当該工事の発注機関の証明を受けたものを提出してください。(参照：記載例⑦)

山口県の発注した工事に係る証明は、「建設工事施工証明書」に「建設工事施工証明願」を添えて発注部署へ申請し、証明を受けてください。

5 提出書類の受付

提出書類の受付時には、「入札参加資格の確認に必要な書類」の有無のみ確認しますので、書類の記載方法や添付書類等に係る質問がある場合は、事前にお問い合わせください。

また、提出書類を持参される場合は、提出前に電子入札システムで当該工事の参加申請登録(「一般競争入札参加申請書」画面の入力・提出処理)を行ってください。

なお、内容の審査については、開札後、総合評価方式に係る評価値が最も高い入札者から行います。

6 提出・問い合わせ先

山口県土木建築部建築指導課 管理班

TEL : 083-933-3830

FAX : 083-933-3869

電 子 入 札 の お 知 ら せ

◎ この入札は電子入札により実施します。

<参加方法>

（１）電子入札システムの一般競争入札参加申請書画面で申請書を作成し、入札参加資格確認資料（見積書含む）と技術提案資料を添付して送信してください。

なお、ＪＶでの参加申請書を送信する場合は、一般競争入札参加申請書画面の「ＪＶ参加」にチェックをし、ＪＶ名称を入力してください。

（２）入札参加資格確認資料（見積書含む）が３ＭＢ、技術提案資料の容量が１０ＭＢを超える場合は、代わりに確認資料持参届を添付して送信した後、一般競争入札参加申請書受信確認通知を印刷し、入札参加資格確認資料と技術提案資料を合わせて書面で発注者に提出してください。

※ 一般競争入札参加申請書受信確認通知は、後で印刷することはできません。必ず表示された時点で印刷してください。

<入札書の提出方法>

（１）入札書受付期間内に、電子入札システムで入札書を送信してください。

工事費内訳書の提出が必要な場合は、「内訳書」欄に添付して送信してください。

（２）工事費内訳書の容量が３ＭＢを超える場合は、「内訳書」欄に工事費内訳書持参届を添付して入札書を送信し、工事費内訳書を開札日時までに発注者に書面で提出してください。

○ 山口県電子入札実施要領記載の理由により、紙入札で参加される場合には、紙入札参加承認願を提出して発注者の承認を受けた上で、書面による入札手続きを行ってください。

○ 電子入札に関する情報は、「山口県入札情報ポータルサイト」でご確認いただけます。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/e-bids_ppi/top.html

○ 入札・契約に関する要綱等は、山口県土木建築部技術管理課のＨＰに掲載しています。

<関連する主な要綱・要領>

- ・山口県電子入札実施要領
- ・条件付一般競争入札（事前審査方式）事務処理要領
- ・条件付一般競争入札（事後審査方式）事務処理要領
- ・建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領
- ・山口県入札監視委員会運営要領
- ・山口県建設工事総合評価競争入札実施要領

<掲載場所>

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html

入札参加資格確認資料作成要領

申請者が、入札参加資格確認資料を作成し提出するに当たって留意すべき事項は、下記のとおりとする。

記

1 用紙規格

各様式は、日本産業規格A列4番により作成すること。

2 資料のファイル構成

資料は、下記ア～シ（必要な事項のみ）とし、「ア 誓約書（第1号様式）」を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付すこと。

なお、ファイル構成については次頁を参考とすること。

【例】 1／〇〇～〇〇／〇〇 等

ア 誓約書（第1号様式）

イ 工事の施工実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者の資格・工事経験調書（第3－1号様式）、配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（第3－2号様式）

エ ①建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）の配置を予定している場合の確認事項（別記第3－1号様式）（配置を予定する場合に限る。）

②専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（別記3－2号様式）（専任特例2号の監理技術者の配置を条件により認める工事であって、配置を予定する場合に限る。）

③営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）の確認事項（別記第3－3号様式）（配置を予定する場合に限る。）

オ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

カ 総合評定値通知書の写し

キ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

ク 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（2の(1)の場合に限る。）

ケ 共同企業体協定書の写し（2の(1)の場合に限る。）

コ 委任状（別紙4）（2の(1)の場合に限る。）

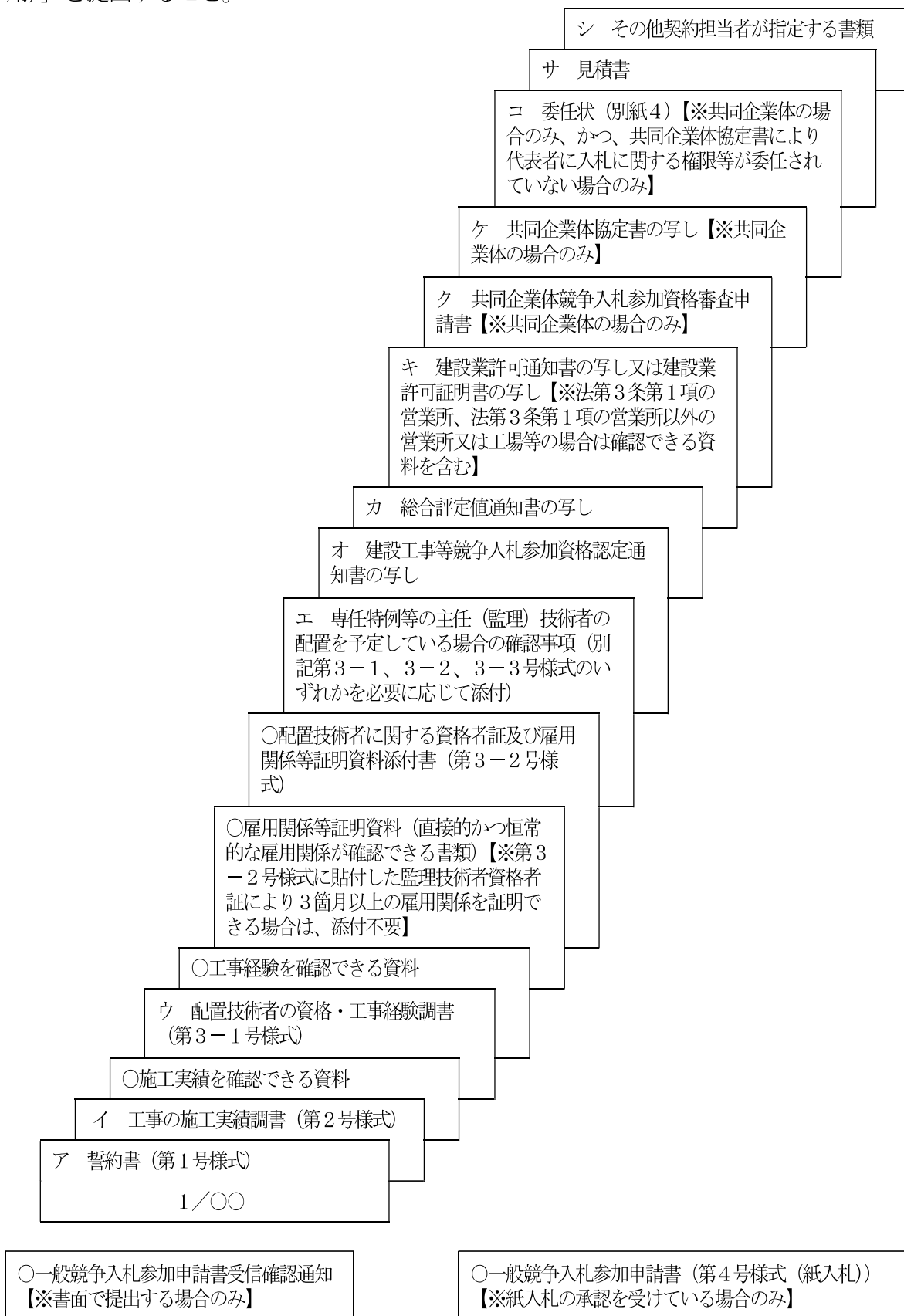
サ 見積書（2の(2)の場合に限る。）

シ その他契約担当者が指定する書類

＜参考＞入札参加資格確認資料ファイル構成例

書面で提出する場合は、下記の資料と別にして「一般競争入札参加申請書受信確認通知」を添付すること。

また、紙入札の承認を受けている場合、「一般競争入札参加申請書（第４号様式（紙入札用）」を提出すること。



共同企業体競争入札参加資格審査申請書受付チェックリスト

提出書類について下記項目を確認し、チェック欄に○を付けて申請書類と併せて提出してください。

工事名： 山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事

会社名

提出書類	チェック事項	チェック欄
一般競争入札参加申請書 受信確認通知	・ 提出書類を持参する場合は、電子入札システムで印刷した一般競争入札参加申請書受信確認通知を添付しているか。	
	・ 令和8年9月25日から落札者を決定するまでの間に指名停止を受けていないか。	
誓約書	・ 提出日を記入しているか。	
	・ J Vの代表者が主たる営業所を山口県内に有しているか。	
	・ J Vの代表者以外の者が主たる営業所を山口県内に有しているか。	
同種・類似工事の施工 実績調書（第2号様式）	・ J Vの代表者の施工実績であるか。	
	・ 平成23年4月1日から令和8年9月25日までの間に完成した工事の施工実績であるか。	
	・ 元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が20％以上であるものに限る。）としての施工実績であるか。	
	・ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が700㎡以上の建築物の建築工事を施工した実績を有していること。 なお、建築工事とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築物の新築、増築又は改築工事をいい、修繕、模様替又は移転等の工事を含まない。また増築の場合は、1棟の増築部分の延べ面積が700㎡以上で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものに限る（以下同じ。）。	
	・ 建設工事施工証明書又は契約書の写し等、構造、規模が確認できる書類の添付またはコリンズ番号を記載しているか。（C O R I N S、建設工事施工証明書の場合上記の条件が確認できること。）	
監理技術者の資格・工事経験調書、監理技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書 【第3－1号様式、第3－2号様式】 ※申請は1名	・ J Vの代表者から監理技術者を選任しているか。	
	・ 本工事の工事現場に専任で配置できる者であるか。	
	・ 資格の名称が 建築工事業 に係る監理技術者資格であるか。	
	・ 建築工事業 に係る監理技術者資格の写しを添付しているか。	
	・ 監理技術者講習修了証の写しを添付しているか。（講習を受講した日の翌年の1月1日から5年以内か）	
主任技術者の資格・工事経験調書、主任技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書 【第3－1号様式、第3－2号様式】 ※申請はJ Vの代表者以外の構成員につき1名	・ この入札に参加する者（代表者）との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるか。	
	・ J Vの代表者以外の構成員から主任技術者を選任しているか。	
	・ 本工事の工事現場に専任で配置できる者であるか。	
	・ 建築工事業 に係る監理技術者資格の写しを添付しているか。（監理技術者の有資格者なら、監理技術者証の写しのみの添付で可。）	
	・ この入札に参加する者（構成員）との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるか。	
建設工事等競争入札参加資格認定通知書(写し)	・ J Vの全構成員の県の競争入札参加資格が 建築一式工事のA 等級であるか。	
経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書の写し	・ 令和8年9月24日において最新の総合評価値通知書か。	
	・ J Vの代表者の 建築一式工事の総合評価値が800 以上であるか。	
	・ J Vの代表者以外の構成員の 建築一式工事の総合評価値が700 以上であるか。	
	・ 経審の基準日から1年7ヶ月以内の契約が可能か。（最新の経審が対象。J V全構成員。）	
特定建設業の許可について （通知）（写し）	・ J Vの全構成員が特定建設業の許可（ 建築工事業に係るものに限る。 ）を受けているか。	
共同企業体競争入札参加資格 審査申請書 （第5号様式（その2））	・ 提出日を記入しているか。	
	・ 申請者が共同企業体の代表者であるか。（2者J V）	
	・ 共同企業体の名称が山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企業体（共同企業体協定書と同じ。）であるか。	
	・ J Vの全構成員が令和8年9月25日から落札者を決定する日までの間に指名停止を受けていないか。	
共同企業体協定書	・ 協定の日付が提出日以前（提出日を含む。）のものか。	
	・ 共同企業体の名称が山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企業体であるか。	
	・ 出資比率が 35 パーセント以上であるか。	
委任状	・ 日付が協定の日と同日以降であるか。	
	・ 共同企業体の代表者以外の全構成員が代表者に見積、入札等の権限を委任する委任状であるか。	
	・ 共同企業体の名称が山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企業体（共同企業体協定書と同じ。）であるか。	
そ の 他	・ 技術提案資料を作成・添付しているか。	
	・ 提出部数は各1部か。	
	・ 提出書類を持参する場合は、事前に電子入札システムで当該工事の参加申請登録を行っているか。	

入札参加資格要件について

山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事の入札に参加できるものは次の条件を満たす2者で構成された共同企業体です。この説明文は、令和8年山口県告示第349号及び令和8年9月25日付けの入札公告を基に作成したものですので、御留意ください。

【共通要件】

- ・ 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和6年山口県告示第347号）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が**建築一式工事のA等級**であること。
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する**特定建設業**の許可（**建築工事業に係るものに限る。**）を受けていること。
- ・ **出資比率が35パーセント以上**であること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- ・ 本工事において他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ・ **令和8年9月25日から落札者を決定した日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。**
- ・ 最新の経営事項審査の基準日から1年7ヶ月以内に契約可能であること。

【代表者】

- ・ **令和8年9月25日までに国土交通大臣または都道府県知事が通知した法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の**建築一式工事の数値が800以上**であること。**
- ・ **平成23年4月1日から令和8年9月25日までの間に完成した工事で、元請負人（共同企業体にあつては、出資比率が20%以上の構成員に限る。）として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が700㎡以上の建築物の建築工事を施工した実績を有していること。**
なお、**建築工事とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築物の新築、増築又は改修工事をいい、修繕、模様替又は移転等の工事を含まない。また、増築の場合は、1棟の増築部分の延べ面積が700㎡以上で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものに限る（以下同じ。）。**
- ・ **建築工事業に係る**監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）で、入札参加資格申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者を本工事に専任で配置できること。
- ・ **主たる営業所を山口県内に有していること。**

【代表者以外】

- ・ 総合評定値の**建築工事の数値が700以上**であること。
- ・ 法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）で、入札参加資格確認申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。
- ・ **主たる営業所を山口県内に有していること。**

第1号様式（JV用）

誓約書

下記の工事に参加するに当たり、入札参加資格確認資料に記載された事項及び下記誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公 告 日 令和8年9月25日
- 2 工 事 名 山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事
- 3 誓約事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定される者ではないこと。
 - (2) 本工事の契約締結の日までに建設業許可又は経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく建設業許可を更新又は経営事項審査を受審すること。
 - (3) 入札公告に定めのある営業所等を、次のとおり有していること。

共同企業体の名称		山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事 〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企業体	
	商号又は名称 及び代表者氏名	営業所等 の種別	名称及び所在地
代表者	〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	主たる営業所	名 称 〇〇工業株式会社 所在地 ●●県●●市●●町●番地
構成員	株式会社□□建設 代表取締役 □□ □□	主たる営業所	名 称 株式会社□□建設 所在地 ■■県■■市■■町■番地

令和〇年〇月〇〇日

(契約担当者)

山口県知事 村岡 嗣政 様

(申請者（共同企業体の代表者）)

所 在 地 ●●市●●町●番地

商号又は名称 〇〇工業株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

注 入札参加資格確認資料作成等要領（別紙1）を参照して作成すること。

担 当 者 :

電話番号 :

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

申請者（共同企業体の代表者）

住 所 ●●県●●市●●町●●番地
商号又は名称 ○○工業株式会社
代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○○○

下記の共同企業体について、貴県所管に係る山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工
事の競争入札参加資格の審査を、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書
類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事○○工 業・□□建設特定建設工事共同企業体		
構 成 員	商 号 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	許可を受けている 建 設 業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	(代表者) ○○工業株式会社 代表取締役 ○○○○	管工事業	国土交通大臣許 可（特 - ○○ 号） 第○○○○号	○○年○○月○○日
	株式会社□□建設 代表取締役 □□□□	管工事業	国土交通大臣許 可（特 - □□ 号） 第□□□□号	□□年□□月□□日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(記載例③)

山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事 〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を●●県●●市●●町●番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

●●県●●市●●町●番地

〇〇工業株式会社

■●県■●市■●町■番地

株式会社□□建設

第 6 条 当企業体は、〇〇工業株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇工業株式会社 〇〇%

株式会社□□建設 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合においては、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇工業株式会社外1社は、上記のとおり山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

●●県●●市●●町●●番地

〇〇工業株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

■■県■■市■■町■■番地

株式会社□□建設

代表取締役 □ □ □ □ 印

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

工 事 名 山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事
工 事 場 所 熊毛郡田布施町大字波野字駒方6 5 4 番地1

(契約担当者)

山口県知事 村岡 嗣政 様

(委任者)

共同企業体の名称

山口県立田布施農工高等学校建築実習棟
等新築工事〇〇工業・□□建設特定建設工事共同企
業体

構成員

所 在 地

■■県■■市■■町■■番地

商号又は名称

株式会社□□建設

代 表 者 氏 名

代表取締役 □ □ □ □

私は、次の者に対し、貴県発注の上記工事に係る下記権限を委任します。

(受任者)

共同企業体の名称

山口県立田布施農工高等学校建築実
習棟等新築工事〇〇工業・□□建設特定建設工事共
同企業体

代表者

所 在 地

●●県●●市●●町●●番地

商号又は名称

〇〇工業株式会社

代 表 者 氏 名

代表取締役 ○ ○ ○ ○

(担当者：
号：電話番
)

記

- 1 入札の参加申請に関する権限
- 2 代理人の選任に関する権限

注1 共同企業体として入札に参加する場合で、代表者に入札に関する権限等を委任する場合に作成すること。

ただし、共同企業体協定書により代表者に入札に関する権限等が委任されている場合は、本書の提出は要しない。

2 委任する権限は、共同企業体の実態に応じて、適宜変更すること。

第2号様式

工事の施工実績調書

工 事 名：山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事
商号又は名称：〇〇工業株式会社

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇建築工事 (コリンズ登録番号)
発注者名	〇〇県
施工場所	〇〇県〇〇市〇〇番地〇〇号
工期	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
契約金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -
受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 〇〇%)
工事の種類	〇〇工事
工事の内容 (工種・数量 規模・寸法 構造形式等)	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建 延べ床面積 〇, 〇〇〇㎡ 建築面積 〇, 〇〇〇㎡

注 入札参加資格確認資料作成等要領（別紙1）を参照して作成すること。

配置技術者の資格・工事経験調書

商号又は名称： ○○工業株式会社

1 配置技術者の氏名等

配置予定者の氏名	●● ●●
法令による 配置資格 (該当に☑又は■)	☐ ① 建設業法第7条第2号のイ (指定学科卒業後一定年数以上の実務経験) ☐ ② 建設業法第7条第2号のロ (十年以上の実務経験) ☐ ③ 建設業法第7条第2号のハ (一級又は二級の国家資格) ※ 下請工事の金額が5,000万円 (建築一式工事の場合は8,000万円) 以上となること が見込まれる場合は以下の項目から選択してください。 ☒ ④ 建設業法第15条第2号のイ (一級の国家資格) ☐ ⑤ 建設業法第15条第2号のロ (①から③のいずれかに該当し、かつ、元請金額が4500万円以上のもの について二年以上の指導監督の実務経験) ☐ ⑥ 建設業法第15条第2号のハ (国土交通大臣が④又は⑤と同等と認定)

2 発注者が求める工事経験

発注者名	山口県
工事名	(コリンズ登録番号)
契約金額	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の種類	
従事役職 (該当に☑又は■)	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者 ☐ 監理技術者補佐 ☐ 現場代理人 ☐ 担当技術者 ☐ その他 ()
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の内容 (工種・数量・規模 寸法・構造形式等)	

3 発注者が求める資格・免許等

保有資格等の名称	
----------	--

4 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける技術者又は営業所技術者等が職務を兼ねる技術者の配置の予定 (該当に☑又は■の上、右欄様式を添付すること。)

	配置を予定している技術者	要添付書類
☐	① 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者	別記第3-1号様式
☐	② 専任特例2号の監理技術者	別記第3-2号様式
☐	③ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者	別記第3-3号様式
☐	④ ①②③の配置予定なし	(添付書類なし)

- 注 1 共同企業体を対象とする入札の場合で、共同企業体の構成員ごとに配置技術者の要件を記載する必要がある場合は、それぞれ別葉とすること。
- 2 配置技術者の申請は、1名（共同企業体にあつては、構成員ごとに1名）とする。（工場製作を含む工事であつて、工場製作から現場施工に移行する時点で配置技術者が交代する場合は、工場製作時の配置技術者1名、現場施工時の配置技術者1名を申請するものとする。この場合は、配置技術者ごとに別葉とすること。）
- 3 「法令による配置資格」において、①あるいは②に該当する場合は実務経験証明書（建設業許可申請書付属様式第9号（経験年数は、コリンズ等で確認できる実際に従事した期間を記載すること。）」を添付し、③から⑥のいずれかに該当する場合は、第3－2号様式を添付すること。
- 4 「発注者が求める工事経験」については、配置技術者の工事の従事経験が要件とされている場合に、その概要が的確に判断できる具体的項目を記載するとともに、これを確認できる資料を添付すること。
ただし、第2号様式の添付資料で、当該配置技術者の従事経験が確認できる場合は、二重に添付する必要はない。また、コリンズ登録番号を記載した場合は、確認できる添付資料を省略可能とする。

建設工事施工証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)
〇〇県知事 様

申請者 所在地 ●●県●●市●●町●番地
(施工者) 商号又は名称 〇〇工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇
(担当者： 電話番号：)

次の建設工事について、施工したことを証明願います。

工事名	〇〇〇〇〇〇建築工事
施工場所	〇〇市〇〇番地〇〇号 地内
契約金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇—
工 期	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
完成検査日	〇〇年〇〇月〇〇日
受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率—%)
受 注 者	所 在 地 ●●県●●市●●町●番地 商号又は名称 〇〇工業株式会社
工事の種類	〇〇工事
工事の内容 〔 工種・数量 規模・寸法 構造形式等 〕	鉄筋コンクリート造 地上3階建 延べ面積 〇, 〇〇〇m ² 建築面積 〇, 〇〇〇m ²
配置技術者等	従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他 (—) 氏 名 〇〇 〇〇〇 従事期間 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
その他証明を 必要とする事項	

- 注1 本様式は、証明を受けようとする工事ごとに別葉とすること。
なお、証明を受けることが出来る工事は、申請日時時点で完成した工事に限る。
- 2 申請者は、当該工事を施工した者（共同企業体の構成員及び当該工事に従事した配置技術者等を含む。）に限る。
- 3 証明の必要がない項目については、斜線等により削除すること。
- 4 工事名欄、施工場所欄、契約金額欄及び工期欄は、契約書等に記載された最終の金額等を正確に記載すること。
- 5 受注形態欄は、該当しないものを二重線等により抹消すること。出資比率は、共同企業体の場合にのみ、当該工事における申請者の出資比率を記載すること。
- 6 受注者欄は、完成検査日における名称等（「所在地」及び「商号又は名称」）を記載すること。また、共同企業体として受注した場合は、当該共同企業体の名称及び全ての構成員の名称を記載すること。
- 7 工事の種類欄は、建設業法別表第1の上欄に掲げるもの（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、ほ装工事等）で、当該工事の発注時に指定されている工事の種類を記載すること。
- 8 工事の内容欄は、証明を受けようとする内容を具体的に記載すること。
- 9 配置技術者等欄の「従事役職」については、該当しないものを二重線等により抹消すること。
- 10 完成後5年を経過した工事については、証明できない場合があるので留意すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。
年 月 日

証明者 所 在 地
(発注者) 名 称
代表者氏名 印